平成２２年（フ）第８号
福島市松川町字中原13番地の16　セブンヒルズＢ202号
債務者　伊東　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第８１８号
茨城県ひたちなか市大平４丁目９番13号　シティーハイムサンハイムＡ棟202号
債務者　磯前　有子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
水戸市元吉田町2266番地の３
債務者　米川よし子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５４号
茨城県常陸大宮市下岩瀬140番地の１
債務者　萩谷　芳子（旧姓野上）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
水戸市石川１丁目3959番地　シティーハイム三宅Ｂ棟101号、旧住所水戸市六反田町1195番地の５
債務者　竹内　大輔
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４号
茨城県結城市大字結城1429番地６
債務者　野村　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２３号
茨城県下妻市高道祖11―１　アイノダハイツ203、住民票上の住所茨城県つくば市上郷1941番地９
債務者　塚本　清子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第４１２号
長野県北安曇郡池田町大字池田4400番地
債務者　中島　叔惠
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４号
長野県伊那市上新田2054番地２
債務者　林　　裕司
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12083番地
債務者　赤沼　敬祐
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第７号
長野県伊那市小沢3806番地34
債務者　久保村　弘
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８７９号
岐阜県各務原市鵜沼東町６丁目41番地　タウニイ鵜沼Ａ―101
債務者　松木　茂也
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８８０号
岐阜県各務原市鵜沼東町６丁目41番地　タウニイ鵜沼Ａ―101
債務者　松木ひろ美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７０号
愛知県岩倉市大市場町順喜30番地
債務者　木村　正敏
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４９号
滋賀県甲賀市水口町春日37番地９
債務者　宮崎莉紗こと　宮崎リザリタ　トウアゾン
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７５号
滋賀県栗東市綣７丁目１番14―709号
債務者　鵜瀬理研こと　鵜瀬　勝浩
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７４号
滋賀県高島市勝野1245番地２、申立時の住所滋賀県高島市安曇川町末広２丁目31番地ブランシュ万木10号室
債務者　八田加代子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大津地方裁判所民事部